

寝屋川まつりに係る模擬店出店に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「府条例」という。）に基づき、暴力団排除を推進するとともに、寝屋川まつりの健全な運営を図ることを目的として、模擬店出店時に遵守しなければならない事項等を定めるものとする。

(出店申込)

第2条 模擬店を出店する責任者（以下「出店責任者」という。）は、あらかじめ従事する者すべての氏名、住所、生年月日及び取り扱う商品やサービス、暴力団との関係の有無、その他必要事項が記載された出店申込書及び誓約書等、模擬店出店者募集要項に記載された書類を寝屋川まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）に提出し、出店許可証の交付を受けなければならない。

2 出店申込書には、出店責任者の本人確認を行うために、顔写真2枚（出店申込書と出店許可書に使用）及び自動車運転免許証等の公的な身分証明書の写しを添付しなければならない。

3 第1項の申込は、「寝屋川まつり模擬店出店者募集要項」に記載されている内容を遵守し、期日までに行わなければならない。

4 当該まつりに出店する模擬店は、原則として事前に出店許可証の交付を受けた者に限り出店を許可するものとする。

5 出店責任者は、やむを得ず事前に申込したもの以外の者を模擬店に従事させる場合は、遅滞なく、出店申込書のまつり当日従事者欄に必要事項を記載して実行委員会に届け出なければならない。

6 1団体もしくは1企業につき申込みは1店舗のみとし、重複申込みは全て無効とする。ただし、出店申込数が少ない場合は、実行委員会が定めた方法により、追加で募集することができるものとする。

(出店の拒否)

第3条 実行委員会は、模擬店に従事する者（出店責任者を含む。）が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、出店を許可せず、又は出店の許可を取り消すことができる。

- (1) 府条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「配偶者」という。）
- (3) 暴力団員若しくは配偶者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者
- (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
- (5) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与している者
- (6) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為を行うなど、社会通念上不適切な行為が認められる者

（出店許可証の掲示等）

第4条 出店責任者は、当該まつり当日、実行委員会から交付を受けた出店許可証を店舗の外部から確認しやすい場所に掲示しなければならない。

2 模擬店に従事する者（出店責任者を含む。）その他の関係者は、申込時又は出店時に実行委員会やイベント関係者（以下「関係者等」という。）から身分証明書の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。

（出店者の遵守事項）

第5条 出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店場所、その周辺及びレンタル備品を破損、汚損しないこと。万が一、破損、汚損等が生じた場合は、原状回復すること。
- (2) 出店時に使用した物（廃油、プロパンガス等）は必ず持ち帰ること。
- (3) 人の往来を妨げるような出店をしないこと。また、火器や突起物など、来場者に危害を及ぼすおそれがあるものについては、適切に対策を講じておくこと。
- (4) 模擬店出店中に粗暴、卑猥な言動をする等、来場者に迷惑をかける行為を行わないこと。
- (5) 裸体、半裸体及び刺青をのぞかせる等の粗野な服装や態度をとらないこと。
- (6) 出店場所や管理及び店舗の運営について、責任を持つこと。
- (7) 来場者や付近住民等とのトラブルが発生した場合には、誠意を持って円満

に解決するよう努力すること。

- (8) 関係法令等を遵守すること。
- (9) 火気を使用する場合は、必ず消火器を設置すること。
- (10) 実行委員会の定める出店場所以外には出店しないこと。
- (11) 車両進入・通行等については、関係者等の指示に従うこと。
- (12) 発電機を設置、使用せず、実行委員会が用意する電源を使用すること。
- (13) 会場内の水道施設は、実行委員会の指定する場所のみ使用すること。
- (14) 出店者の過失による事故等により、実行委員会又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任において賠償責任を負うこと。

(許可の取消し)

第6条 実行委員会は、模擬店に従事する者（出店責任者を含む。）その他の関係者が次の各号のいずれかに該当する場合において、催告することなく出店の許可を取消し、模擬店を撤去させることができる。

- (1) 第3条の規定に該当することが判明した場合
- (2) 出店申込みに際し、名義貸し、虚偽の記載その他不正な方法による出店等虚偽の申請で許可を得たことが判明した場合
- (3) 許可を得た者と現に出店（従事）している者が異なることが判明した場合
- (4) 暴力団等に金品その他の財産上の利益の供与を行う等、暴力団等に対して利益となる行為を行った場合
- (5) 必要な各種検査を受検しなかった場合
- (6) 第5条の遵守事項に反した場合
- (7) 実行委員会又は関係機関等の指示に従わない等、実行委員会が出店を許可することが適当でないと認めた場合

(その他)

第7条 出店場所や出店品目、出店時に関することなど、詳細は「注意事項」に記載する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成31年4月22日から施行する。